



福岡医発第 2046 号 (地)
令和 3 年 10 月 15 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

北九州市子ども医療費支給制度等の改正について

今般、北九州市子ども医療費支給制度について、令和 4 年 1 月 1 日より下記のとおり改正が行われる旨、同市長より通知がありましたので、ご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件に関しご了解いただくとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

- 1) 北九州市医師会、遠賀中間医師会、京都医師会、豊前築上医師会、直方鞍手医師会及び田川医師会に対しましては、同市より直接通知されますことを申し添えます。
- 2) 詳細につきましては、別添をご参照いただく又は、北九州市子ども家庭局子育て支援課（093-582-2602）までお問い合わせくださいますようお願い致します。

記

1. 子ども医療費支給制度の改正内容

(1) 助成対象（通院医療費及び入院医療費の対象）

改正前：中学校 3 年生

改正後：18 歳まで（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）

※高等学校等に在籍していなくても助成対象となります。

(2) 自己負担（新たに助成対象となる 16 歳から 18 歳について）

通院医療費：1 医療機関につき 1 月あたり「1,600 円まで」

入院医療費：無料

2. その他制度の改正内容

(1) ひとり親家庭等医療費支給制度

入院医療費：新たに「18 歳まで（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）の子ども」が無料

(2) 重度障害者医療費支給制度

精神障害者保健福祉手帳 1 級の人の子の精神病床への入院医療費：新たに「18 歳まで（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで）の子ども」が無料

以上

北九州市支第2140号
令和3年10月1日

福岡県医師会 御中

北九州市長 北橋 健治

北九州市子ども医療費支給制度等の改正について

平素より本市の福祉医療行政にご協力いただきありがとうございます。

さて、令和2年12月に北九州市支第1992号にてお知らせしましたとおり、本市においては、令和4年1月より下記のとおり、子ども医療費支給制度等の改正を行います。

引き続き、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 子ども医療費支給制度の改正内容

(1) 助成対象

通院医療費及び入院医療費の助成対象を、現在の中学校3年生から「18歳まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）」に拡充します。

※高等学校等に在籍していなくても助成対象となります。

(2) 自己負担

新たに助成対象となる16歳から18歳の通院医療費の自己負担金額は、1医療機関につき1月あたり「1,600円まで」です。入院医療費は「無料」です。調剤薬局の自己負担額はありません。

2 その他制度の改正内容

(1) ひとり親家庭等医療費支給制度

新たに入院医療費が「18歳まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の子ども」も無料になります。

(2) 重度障害者医療費支給制度

新たに精神障害者保健福祉手帳1級の人の子の精神病床への入院医療費が「18歳まで（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）」も無料になります。

3 改正期日

令和4年1月1日

【問い合わせ先】

北九州市子ども家庭局子育て支援課

（保健福祉局障害者支援課 兼務）

担当：杉下、末松、三好（TEL：093-582-2602）